

第 2 7 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年 8 月 2 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

1. 開会日時 令和元年8月28日(水) 14時00分
2. 閉会時間 令和元年8月28日(水) 14時37分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名
7. 報告事項
 - 報告第1号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第2号 農業用施設届について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後２時００分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第２７回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番　・・・　委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第１５条第２項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番　・・・　委員、・・・番　・・・　委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集１ページに記載のとおりで、２件　５筆　４，５２３平方メートルの届けがありました。

次に、報告第２号、農業用施設届について報告します。

議案集１ページに記載のとおりで、１件　１筆　９．１４平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第１号議案　農地法第３条第１項（耕作権設定）の規定による許可申請の１番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第１号議案　農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の１番について説明します。
譲渡人及び譲受人は、資料２ページ１番に記載のとおりで、畑　１筆　４５平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、６，５６９平方メートルで、農機具は、トラクター１台、耕運機１台、管理機３台、コンバイン１台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第１号議案農地法第３条第１項所有権移転の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の譲受人は、農家で５４年の農作業暦があります。

妻と子供夫婦の４人で農業を営んでおり、水稻・サツマイモ・馬鈴薯を作付し、通作距離は自宅から６００メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第１号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第１号議案の１番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案 農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の１番は許可することに決定します。

次に、第１号議案 農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の２番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第１号議案 農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の２番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料２ページ２番に記載のとおりで、田 １筆 ５３８平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、１４，０４２平方メートルで、農機具は、トラクター１台、耕運機１台、田植機１台、コンバイン１台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第１号議案農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の譲受人は、農家で６０年の農作業歴があります。

妻と子の３人で農業を営んでおり、水稻・大根・ほうれん草を作付し、通作距離は自宅から徒歩５分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第１号議案の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第１号議案の２番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案 農地法第３条第１項（所有権移転）の規定による許可申請の２番は許可することに決定します。

次に、第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料３ページ１番に記載のとおりで、申請地３２３平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は．．．．の一角にあり、北側は農地、東側は河川、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の２番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請２番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料３ページ２番に記載のとおりで、申請地４９９平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第１２条１号）で、第１種農地と判断され、本来であれば農地転用

は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は譲渡人所有の農地、西側は道路を挟んで宅地となっております。

盛土造成し土留め工事を行い、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

賃貸人及び賃借人は、資料3ページ3番に記載のとおりで、申請地602平方メートルを借り受け、49.5キロワットの太陽光発電設備を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は賃貸人所有の雑種地、東側は道路、南側及び西側は宅地及び雑種地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程しま

す。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 8件 15筆 14, 303㎡

耕作権の再設定 8件 13筆 13, 126.40㎡

合 計 16件 28筆 27, 429.40㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページに記載のとおりで、1件 4筆 1, 235㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、11筆9, 638平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の８ページをご覧ください。農地の受け手及び出し手は、記載のとおりです。

別添② 添付資料の１ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、５名の方全員、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・委員

第４号議案の７から９番の別添資料では３番の・・・の作付は飼料となっているが、川を挟んだ西側に３枚田があるところは、既に牛を飼ってらっしゃる。私の耳にはいったのは、飼料ではなく、またそこに牛を飼われる話が耳に入りました。そこから下の川に牛糞や尿などが流れ込めば、所有している私たちの下の田んぼに流れ込むのではないかと、ご近所の方々と心配しています。

飼料であれば別に問題ありません。３枚の田んぼに牛が飼ってあるので、議案が入る前にこの方が牛を飼うのであれば、問題であるので、意見を述べさせてもらいました。

事務局

ただいまのご意見に関しまして、申請等については、飼料作付をするということで。申請があがっています

・・・委員

牛のことですから。多分、繁殖和牛だと思う。

繁殖和牛の場合は、例えば乳牛でいえば１０分１ぐらいの採食料なので、自然の放牧でやられるなら、乳牛の場合１ヘクタール１頭。自然の環境を汚染するような流れである。そこに、何十頭もいれて外部から飼料を持ってくるようであれば、問題があるかと思いますけど。

牛も人間と一緒に、硝酸態の水を飲めば牛も人間と同じようにＰＰＭで１０以下だと問題である。自然環境を破壊するような、窒素の量で、それを食べながら生きなければならないので、肥料成分の密度が高くなると繁殖もしなくなる。だから、自然環境内ぐらいの範囲であれば田んぼでも影響はないだろうと思う。

例えば、・・・試験場の中に時々報告しているのは、時間で請求をしている。日頃は、牛サロンに入れといて、デンボクを移動しながら新しい牧草をかつたら、次に移動させれば、ほとんど問題ではないかと思う。問題は密度だと思う。

（「それと問題が違う」「飼料作物を作付か、牛の放牧かの問題では」という発声）

議長

この問題につきましては、確認が事務局で正確にとれていませんので、再確認するということで、次に進めたいと思います。おって説明をしていただきたいと思います。
他についてご質問ご質問等ありませんか。

議長

ないようであれば、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、3番以外に関しては問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は3番を除いて、「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

事務局

事務局から補足です。

先ほどの・・・委員さんからのご意見がでたことを市へ報告したうえで、再度確認し申請をしていただくように進めていきたいと思います。
よろしくお願いします。

議長

そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

これで、第27回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時37分